

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成23年10月7日〕
農林水産大臣公表

前文

- 1 アフリカ豚コレラは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 アフリカ豚コレラは、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
 - ① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - ④ 国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。
- 3 現在、
 - ① 主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること
 - ② 近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること
 - ③ 国際的な人・物の往来が増加していることから、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。
また、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。
- 4 このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラが侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技

術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

1 家畜の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、アフリカ豚コレラの類症疾病である豚コレラを疑う症状を呈している家畜を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成18年3月31日農林水産大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。）に基づき対応する。

2 検体の送付

（1）都道府県は、豚コレラ防疫指針第2の1の（5）による病性鑑定におけるウイルス学的検査（遺伝子検査、蛍光抗体法による抗原検査及びウイルス分離検査をいう。以下同じ。）の結果、豚コレラの感染が否定された場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡家畜の扁桃、脾臓及び腎臓）を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、ウイルス学的検査の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

（2）都道府県は、（1）により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家畜の過去22日間の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
 - ア 獣医師及び人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
- ③ 堆肥の出荷先

（3）都道府県は、（1）により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家畜
 - イ 採取された精液及び受精卵
 - ウ 家畜の死体
 - エ 敷料、飼料、排せつ物等
 - オ 家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設（焼却施設又は化製処理施設をいう。以下同じ。）の確保
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

4 その他

2及び3の措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第4 病性の判定

1 病性の判定方法

(1) 農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

① 病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う次の検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、アフリカ豚コレラの発生が続発しており、病変部位の写真からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

ア 遺伝子検査

イ 血清抗体検査

ウ 蛍光抗体法による抗原検査

② ①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行うウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

(2) 病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

2 患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

(1) 患畜

① ウイルス分離検査により、アフリカ豚コレラウイルスが分離された家畜

② アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査によりアフリカ豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚コレラに対する抗体が検出された家畜

④ アフリカ豚コレラを疑う臨床症状を示しており、蛍光抗体法による抗原検査によりアフリカ豚コレラウイルスの抗原が検出された家畜

(2) 疑似患畜

① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜

- ② 発生が継続している場合において、アフリカ豚コレラの臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜
- ④ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑤ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第5 病性判定時の措置

蹄疫防疫指針第5を準用する。

第6 発生農場における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

蹄疫防疫指針第6を準用する。

第7 通行の制限（法第15条）

蹄疫防疫指針第7を準用する。

第8 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

（1）移動制限区域

- ① 都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であってもアフリカ豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）防疫区域及び監視区域

移動制限区域のうち、原則として、発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域をより長期間にわたり家畜等の移動を禁止する防疫区域として、それ以外の区域を監視区域として区分する。なお、（1）の②の場合には、原則として、防疫区域を除く移動制限区域全体を監視区域とする。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、（1）及び（2）と同様に移動制限区域を設定する。

(4) 移動制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
- ② 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ア 移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - イ 報道機関への公表等を通じた広報
 - ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

(5) 家畜の所有者への連絡等

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。また、当該区域内の家畜の所有者に対し、いのしし等の野生動物の侵入防止の徹底について指導する。

2 移動制限区域の変更

(1) 移動制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

(2) 移動制限区域の縮小

発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5キロメートルまで縮小することができる。

3 移動制限区域の解除

(1) 防疫区域

次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後11日が経過した後に実施する第11の2の（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。

(2) 監視区域

(1)の①の検査により全て陰性を確認した時に解除する。

4 制限の対象

- (1) 生きた家畜
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って22日目の日前に採材され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家畜の死体
- (4) 敷料、飼料、排せつ物等
- (5) 家畜飼養器具

5 制限の対象外

(1) 敷料等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、

- さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - キ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ケ 移動経過を記録する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

- ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(2) 移動制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

移動制限区域外の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(3) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、移動制限区

域の設定後22日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該22日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

- ① 移動制限区域内のと畜場の再開を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。
- ② 移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を移入すること。

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

蹄疫防疫指針第9を準用する。

第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り並びに飼料（食品残さを含む。）の給与状況に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家畜

調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に血清抗体検査を行う。

- ① 病性判定日から遡って8日以上22日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性判定日から遡って8日以上22日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜
- ③ 病性判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜
- ④ 第4の2の（2）の④及び⑤に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常

家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（家畜を5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（家畜を3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡家畜の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（家畜を5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（血液及び死亡家畜の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

（2）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（家畜を5頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

（3）検査員の遵守事項

- （1）及び（2）の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- ① 車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
 - ② 当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

3 その他

蹄疫防疫指針第11の3を準用する。

第12 ワクチン（法第31条）

アフリカ豚コレラの発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第13 消毒薬

アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消毒薬が有効である。

第14 家畜の再導入

蹄疫防疫指針第14を準用する。

第15 発生の原因究明

蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16 その他

蹄疫防疫指針第16を準用する。